

## 機関別認証評価について

本学は、平成 21 年度に学校教育法第 109 条第 2 項の規定に従い、文部科学大臣の認証を受けた機関である「独立行政法人 大学評価・学位授与機構」（以下「機構」と表記する）による「機関別認証評価」を受けました。同評価は、学校教育法第 109 条第 4 項により、同機関の定める 11 の大学評価基準に基づいて実施されました。

認証評価は上記法令により 6 年に 1 度受けることを義務付けられており、本学の教育研究活動等が短期大学としての要求水準を満たしていることを保証し、さらに評価結果を本学の教育研究活動等の改善に役立てるため、また、本学の教育研究活動等の状況を社会に広く公表し、本学がその社会的使命を果たしていることを広く知らしめるために行われています。（大学等の質が保証されるとともに、大学等の教育研究活動の活性化や個性輝く大学づくりがより一層推進されることが期待されています。）

本学は、平成 20 年度に有識者による外部評価を受け、それを踏まえて、自己評価書を作成し、平成 21 年 6 月末に機構に送付いたしました。

機構では、本学の提出した自己評価に基づき、書面調査を行い、さらに平成 21 年 10 月 26 日（月）、27 日（火）の 2 日間にわたって、訪問調査を実施しました。

1 日目には、責任教職員との面談（学長、学生部長、附属図書館長、各学科長 4 名、事務局長、次長兼総務管理課長、事務担当者 2 名の計 11 名）、一般教員、支援スタッフとの面談（教員 9 名、助手 2 名、事務職員 1 名の計 12 名）、現役学生及び卒業生との面談（現役学生 8 名と卒業生 8 名の計 16 名）、授業視察と図書館等の施設・設備の見学が実施されました。

2 日目には、責任教職員に対して、「訪問調査結果の説明及び意見交換」が実施されました。

平成 22 年 3 月 29 日に機構から最終評価結果の伝達があり、その概要は次の通りです。

### 認証評価結果

岐阜市立女子短期大学は、短期大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 各学科において、各試験による受入学生の入学後の修得単位数、成績、資格取得等について追跡調査を実施し、入学者受入方針に沿った学生が受け入れられているかを検証している。
- 各学科（コース）において、資格等と関連付けた具体的な教育目標が設定されており、

極めて実地的な教育が行われている。

- 各学科の教育目的に合わせたインターンシップが行われており、学生の学習の動機付けや、進路選択に役立っている。
- 平成15年度の文部科学省特色GPに「デザインを通じた地域との連携による教育」が採択され、地場産業や行政と連携して、より実践的な教育を実施している。
- 退学者が極めて少ない。
- 全学的に資格取得のための取組が極めてきめ細かく行われており、学生の満足度も極めて高く、わかりやすい成果が上がっている。
- キャンパスが好適な環境にあり、施設・設備が充実しており、学生の満足度も極めて高い。
- 教育を行う上で必要な施設が整備されており、特にバリアフリーに全面的に対応している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 授業料減免制度の改善・充実が望まれる。
- シラバスの記載内容が簡略である。